

391. 恩給及扶助料受給人員及金額

392. 恩給、扶助料受領權裁定人員及金額 (昭和二年)

Table 391: 恩給及扶助料受給人員及金額. Columns: 年次, 總數 (人員, 金額), 文官 (人員, 金額), 陸軍軍人 (人員, 金額), 海軍軍人 (人員, 金額). Rows: 大正 7-11, 昭和 1-2.

Table 391 (continued): 恩給及扶助料受給人員及金額. Columns: 總數, 勅任, 奏任, 判任, 卒. Rows: 總數, 文官, 陸軍軍人, 海軍軍人, 教育職員, 警察監獄職員, 待遇職員, 特別年金, 備外國人恩給, 扶助料.

Table 392: 恩給、扶助料受領權裁定人員及金額 (昭和二年). Columns: 總數, 勅任, 奏任, 判任, 卒. Rows: 總數, 文官, 陸軍軍人, 海軍軍人, 教育職員, 警察監獄職員, 待遇職員, 備外國人, 扶助料.

393. 恩給、扶助料受給權消滅 (昭和二年)

Table 393: 恩給、扶助料受給權消滅 (昭和二年). Columns: 總數, 勅任, 奏任, 判任, 卒. Rows: 總數, 文官, 陸軍軍人, 海軍軍人, 教育職員, 警察監獄職員, 待遇職員, 備外國人, 扶助料.

警察官等ニシテ西南ノ役ニ從軍死傷シ陸軍恩給令ニ依リ恩給及扶助料ヲ受ケル者ハ陸軍軍人中ニ合戰ス○警察監獄職員ノ恩給及遺族扶助料ハ國庫負擔分ノミ掲ク○教育職員、警察監獄職員、待遇職員ノ恩給及特別年金受領者及遺族扶助料並ニ備外國人ノ恩給ハ文官中ニ算入ス○大正二年法律第一號ニ係ル親族扶助料ハ之ヲ陸軍軍人扶助料中ニ算入ス